

議会改革特別委員会中間報告

本委員会は、昨年3月開催の第8回定例会において中間報告を申し上げて以降今日まで、24回にわたり委員会を開催し、議会改革の推進に関する件について調査・審査を行ってまいりました。

この間、昨年6月開催の第9回定例会（以下「6月定例会」という。）におきまして、委員定数を8人から7人に改めるとともに、片岡保夫議員、喜田侑敬議員及び杉山たかのり副議長が委員を辞任され、新たに岩下彰議員、田中正剛議員及び野口あけみ議員を委員に迎えました。また、委員会において新たに委員長に今村岳司議員、副委員長に町田博喜議員を互選しました。昨年12月開催の第11回定例会におきましては、委員定数を7人から11人に改めるとともに、新たに大石伸雄議員、片岡保夫議員、山口英治議員、よつや薫議員を委員に迎えました。

以下、平成21年度（平成21年3月25日開催分を含む。）における本委員会の主な協議・決定事項等について御報告申し上げるとともに、今後とも、残された項目や新たな課題に対し、市民の負託にこたえ、集中的、継続的、効率的に調査、審査していく考えでありますので、さらに閉会中の継続審査の議決を賜りますようお願い申し上げ、中間報告とします。

1 開催日及び協議事項

資料1のとおり

2 主な協議・決定事項

(1) 常任委員会視察に対する確認事項について

（協議事項とした日：平成21年3月25日）

平成21年度からの常任委員会視察について、平成20年度に協議し、口頭にて確認していた次の事項について、文書により確認しました。

- ① 視察前の勉強会等準備を十分に行うように努める。
- ② 欠席の場合には、その理由を明確にした欠席届を委員長に提出する。
- ③ 帰着後1カ月以内に調査報告書（「感想・意見等」）を提出する。
- ④ 各委員の調査報告書（「感想・意見等」）は、他の委員にも配付する。

(2) 事務局コピー機の使用方法について

（協議事項とした日：平成21年3月25日）

事務局のコピー機の使用方法については、平成20年度の協議において有料化することで決定していたものですが、コピー機の使用取扱いについて定めた「西宮市議会事務局の複写機使用取扱いに関する要領（案）」について決定しました。当該要領は議会運営委員会において確認のうえ、昨年5月1日から実施されています。

(3) 図書、雑誌等消耗品の検討について

(協議事項とした日：平成 21 年 3 月 25 日、4 月 17 日)

本件は、平成 20 年度から引き続いての協議事項であり、議会関連経費節減の観点から、議会図書室の図書、雑誌等について見直しの協議を行ったものです。

協議の結果、平成 21 年度に予算計上した図書、雑誌等は引き続き購入する一方で、図書室に係る費用のうち最も割合が高い追録について、電子化されたデータベースの利用を検討し、削減に努めて行くことになりました。(12)-⑧参照)

(4) 議員の期末手当について

(協議事項とした日：平成 21 年 4 月 17 日、4 月 27 日)

本件は、平成 20 年度の協議において、補欠選挙で当選してくる議員の期末手当については、在職日数での日割りとする事で確認がなされていましたが、その他の場合については、後日協議するということになっていたものです。

協議の結果、支給対象者で基準日での在職期間が 6 カ月に満たない議員の期末手当の支給額については、すべて、在職期間の日割りとする事で結論を得ました。決定した内容については、議会運営委員会で確認のうえ、議長から市長に要請していただきました。

(5) 主に委員会における当局説明員の厳選について

(協議事項とした日：平成 21 年 4 月 27 日、5 月 19 日)

本件は、委員会の審査は機動的に行うべきであり当局の出席者は少なくともよい、委員会を開催することにより現場の機能がストップすることも考えられるので、当局の説明員は厳選されるべきであるとの提案により協議を行ったものです。

事務局からの説明では、現在、当局としては原則として課長以上が委員会に出席することで基準を定めているとのことでした。協議の結果、当局に対して、委員会の審査のために日常業務に支障が生じることのないよう配慮していただくことをお願いするとともに、各常任委員会においても、議案の審査順序を考慮するなどの配慮をお願いすることになりました。決定した内容については、議会運営委員会に報告し、確認いただきました。

(6) ① 議長、副議長、委員会正副委員長、監査委員等の選び方、任期について

(6) ② 議長の立候補制(所信表明)について

(6) ③ 議長任期の 2 年制について

(協議事項とした日：平成 21 年 4 月 17 日、4 月 27 日、5 月 19 日、5 月 28 日)

①の提案内容は、正副議長は慣例により 1 年交代となっているが、その選び方について立候補制なども選択肢に入れて協議すること、常任委員会の正副委員長は昨今では期数の少ない議員が就任する傾向があるが、ある程度経験を積んだ議員が就任する方がいいのかどうかも含めて協議をすること、及び議員の中から選出される監査委員は慣例により 1 年交代となっており、市長は議会の意思を尊重して監査委員の選任についての議案を提出しているが、議会の意思形成について投票などの方法を含めて協議することと

いうものでした。

②の提案内容は、議長になられる方については、議長としてどのような議会運営を行っていかうとするのかという話を聞きたいというものでした。

③の提案内容は、議長として国に対してあるいは議長会で意見を言うていくには1年の任期では1回経験して終わってしまうので4年又は2年ずつの任期にしてはどうかというものでした。

協議の結果、6月定例会までに結論を出すのではなく、時間をつくって今後に向けた議論を引き続き行っていくということで、意見の一致を見ました。

(7) 広報を統括する特別委員会の設置について

(協議事項とした日：平成21年3月25日、4月17日、4月27日、5月19日、5月28日、6月10日)

本件は、平成20年度から引き続いての協議事項であり、議会の広報を総合的に議論する委員会を設置することについて協議を行ったものです。

協議の結果、①常任委員会や特別委員会を設置せず、議会報編集委員会を改編し、「広報委員会」を設置すること、②インターネット中継に関する調査は「インターネット中継調査・研究プロジェクト・チーム」を設置して行い、その結果を見て、本委員会においてインターネット中継の是非を決定することになりました。

6月定例会において、会議規則の一部改正案(本委員会提出議案)が可決され、広報委員会が設置されました。広報委員会の運営方法等については、「西宮市議会広報に関する規程(案)」を本委員会で決定し、議会運営委員会で確認のうえ、制定されたところです。また、インターネット中継調査・研究プロジェクト・チームについては、本委員会で決定した「インターネット中継調査・研究プロジェクト・チーム設置要綱(案)」を議会運営委員会で確認のうえ、制定され、設置されています。

(8) 必要な特別委員会の設置について

(協議事項とした日：平成21年3月25日、4月17日、4月27日、5月19日、5月28日、6月10日)

本件は、長年の懸案事項や重要な問題を協議するため、特別委員会を設置してはどうかということについて、平成20年度に引き続き、協議を行ったものです。

協議の結果、重要な問題である中央病院の経営及び改革については、総務常任委員会において充実した審査をお願いすることとし、複数の常任委員会の所管にまたがるフレンテ問題に関する件については、特別委員会を設置して、協議・審査することに決定しました。6月定例会において、本委員会の提出議案として特別委員会の設置を提案し、当該議案が可決され、フレンテ問題特別委員会が設置されました。

(9) 附属機関(各種審議会等)委員に議員が就任することの是非(法に基づくものを除く)について

(協議事項とした日：平成21年3月25日、4月17日、4月27日、5月19日、5月

28日、6月10日)

本件は、執行機関である市長等の附属機関の委員に議員が就任することの是非について、当局の意向も伺い、協議を行ったものです。

協議の結果、議員が委員に就任することが法律上規定されている社会福祉審議会、青少年問題協議会、都市計画審議会及び民生委員推薦会に加え、当局から強い要望のあった国民健康保険運営協議会の委員には議員が就任することで意見の一致を見ました。決定した内容を実施するため、議会運営委員会で確認のうえ、当局に西宮市附属機関条例等の改正を要請しました。当該議案は6月定例会において可決され、改正後の条例は7月1日から施行しています。

(10) 6月以降の議会改革特別委員会のあり方について

(協議事項とした日：平成21年4月17日、4月27日、5月19日、5月28日、6月10日)

本件は、現在議会改革特別委員会の委員長は副議長に務めていただいているが、公務等の負担を考えると別の委員から選出すべきではないかとの提案により、協議を行ったものです。

協議の結果、①議会改革特別委員会の委員長は、副議長とは別に、役職選挙・選任の際に決定すること、②委員長に選出された会派からは委員長とは別の議員が委員に就任すること、③機動的な委員会運営を行うために、正副議長どちらかの出席があれば委員会を開催することなどが決まりました。また、委員会の設立時から会派がひとつ減少しているため、委員会の委員定数を8人から7人に改正することを決定しました。決定事項につきましては、議会運営委員会で確認を得るとともに、委員定数の改正については、6月定例会において改正されました。

(11) 9月定例会と決算審査の日程について

(協議事項とした日：平成21年6月10日)

本件の提案内容は、決算審査を9月定例会で行うことになってから2年が経過し、過去2年間は暫定的な日程としてその都度確認してきたが、正式なものとして決める必要があるのではないかというものでした。

協議の中で事務局より、9月定例会において決算審査を行うことになり、財政当局、監査事務局など各部局において、相当厳しいスケジュールで事務処理を行っている状況が報告されました。そこで、事務的な評価を行ったうえで、改めて協議することになりました。

(12) 平成22年度議会関連予算について

(協議事項とした日：平成21年11月9日、11月18日、11月25日、12月4日、12月15日)

本件は、平成22年度予算要望に際し、議会関連予算について協議を行ったものです。協議結果を議会運営委員会で確認をいただいた後、当局に予算要望していただきました。

主な協議・決定事項は、次に掲げるとおりです。

① 常任委員会の管外視察旅費

平成 22 年度限り、現行予算額（20 万円）から 7 万円減額し、常任委員会視察 1 回分として 1 人 13 万円を計上し、一般行政視察（議員派遣）は、自粛することで意見の一致を見ました。なお、常任委員会視察旅費から議員派遣を切り分けることなど、協議の過程で出された意見について、今後協議していくことになりました。

② 特別委員会の管外視察旅費

現行どおり、基礎額千円を計上することで意見の一致を見ました。

③ 政務調査費の額

現行どおり（1 人月額 15 万円）とすることで意見の一致を見ました。なお、政務調査費のあり方（透明性、使途など）について、今後協議していくことになりました。（(15) 参照）

④ 常任・議運委員長等への報酬加算

平成 22 年度予算要求は現行どおりとすることで意見の一致を見ました。なお、報酬加算のあり方については、今後協議していくことになりました。

⑤ 議会棟のセキュリティ

平成 22 年度では予算要求は行わず、施設管理経常予算の範囲でできることを継続して協議することになりました。（(13) 参照）

⑥ 附属機関（各種審議会等）の委員報酬

平成 22 年度予算は現状どおり要求し、支給の是非（支給額の是非を含む。）については、協議を継続することになりました。（(14) 参照）

⑦ 議員互助会への市の補助金（人間ドック検診）

平成 22 年度限り、現行予算額（100 万円）から 40 万円を減額し、60 万円とすることで意見の一致を見ました。

⑧ 議会図書室の法規等追録

判例集の追録に替えて、判例検索システムを導入することになりました。

⑨ その他

ア 本会議場・委員会室への視聴覚機器設置

平成 22 年度予算関連協議から外し、別途協議することになりました。

イ 傍聴時の保育体制

平成 22 年度予算関連協議から外し、別途協議することになりました。

ウ 公用車・運転手の改善、受付の合理的な運営の検討

平成 22 年度予算関連協議から外し、別途協議することになりました。

エ 給湯業務（施設管理予算）の廃止

平成 22 年度予算関連協議から外し、別途協議することになりました。

(13) 議会棟のセキュリティについて

(協議事項とした日：平成 21 年 8 月 24 日、10 月 7 日、10 月 26 日、11 月 9 日、平成 22 年 1 月 7 日、1 月 18 日)

本件は、議会棟への出入りが事実上自由になっていることから、議員自身の身体の安全や、パソコンや資料などの情報管理の問題から、議会棟のセキュリティについて協議を行ったものです。

協議の結果、費用をかけずにできる措置として、次の措置を行うことになりました。

- ① 事務局職員は、議会棟内で不審な状況を見かけたり、連絡を受けた場合は直ちに必要な対応を行う。また、議会棟内の入庁者の案内に努める。
- ② 当局に対し、現在の契約の中で可能な範囲で巡回警備の頻度を上げていただくとともに、全常任委員会や予算・決算特別委員会の全分科会が開催される日は、現在の契約における調整の中で警備員の常駐を依頼する。
- ③ 本庁舎 3 階議会棟への連絡通路入口については、これまで扉を開放していたが、施錠せずに扉を閉じた状態とするとともに、扉の外側に 2 階受付と通話のできる電話機を設置する。また、議会棟内に議会事務局等への案内誘導表示を行う。

(14) 附属機関（各種審議会等）委員報酬のあり方について

(協議事項とした日：平成 21 年 3 月 25 日、4 月 17 日、4 月 27 日、5 月 19 日、5 月 28 日、平成 22 年 1 月 18 日、2 月 5 日、2 月 15 日)

本件は、附属機関の委員報酬について、議員は他の委員と同様に受領すべきか、受領すべきでないか、減額すべきかなどについて協議を行ったものです。5 月 28 日開催の委員会において、当局で現在全体の報酬の見直しを検討中であることから、一旦協議を中断したところですが、報酬の見直しが行われた後、1 月 18 日から改めて協議を再開した結果、現状どおり他の委員と同様に委員報酬を受領することを決定し、議会運営委員会で確認いただきました。

(15) 政務調査費に関するルール整備等について

(協議事項となった日：平成 22 年 2 月 5 日、2 月 15 日)

平成 20 年度政務調査費に関する住民監査請求については、請求が棄却されたところですが、監査結果の通知には、政務調査費の取扱いについて監査委員の意見が付されていたところですが、本件は、監査委員の意見を踏まえ、政務調査費についてルール整備等について協議を行ったものです。

協議の結果、平成 22 年 12 月をめぐりに政務調査費の手引きを作成することを確認するとともに、4 月以降、事務局が主導での勉強会的なものを実施し、実際に政務調査費を使用する側の議員の意見等も聞きながら手引きのたたき台を作成すること、及びたたき台ができあがった時点で、改めて本委員会の協議事項とし、最終的に今年の 12 月までに内容の確認を行うことが決まりました。

(16) 議員互助会のあり方について

(協議事項とした日：平成21年7月31日、8月14日、8月24日、10月7日、10月26日、11月9日、11月18日、11月25日、平成22年1月7日、1月18日、2月5日、2月15日、3月8日)

議員互助会は、相互の扶助と親睦を図り、議会の円満な運営に資することを目的に、西宮市議会議員全員をもって組織された会で、退会一時金等の給付事業や人間ドックの受診料補助事業等を行っています。

協議の結果、慶弔見舞金及び記念品料を廃止するとともに、平成20年度から支給が凍結されていた慶弔見舞金についても支給しないことが決まりました(平成21年7月31日)。また、退会一時金の取扱いについては、制度の継続を主張する意見と清算を主張する意見に分かれました。本委員会としては意見をひとつに決定せずに、議員互助会全体のあり方を含め、次の2案を議員互助会に送付し、決定していただくことになりました。

A案(退会一時金の継続案)

退会一時金は継続。団体定期保険には全議員が加入し、還付金は議員互助会の収入(現状継続)。人間ドックの補助事業も継続。

B案(退会一時金の清算案)

退会一時金は清算、掛け金に応じて配分。団体定期保険には全議員が加入し、還付金は議員個人に還付。人間ドックの補助事業も継続。

(17) 一問一答制の導入について

(協議事項とした日：平成21年6月10日、7月31日、8月14日、8月24日、10月7日、10月26日、11月9日、平成22年1月7日、1月18日、3月8日)

現在、本会議における質問・質疑については、慣例により、複数の項目を一括して質問し、当局からの答弁も一括して行う方式で行われており、委員会での審査においても、ほぼ同様の方法で行われています。これに対して、項目毎に質問と答弁を交互に行う方式(一問一答制)を導入してはどうかとの提案により協議を行ったものです。

協議の結果、まず、委員会での審査において、一定のルールを定めて一問一答制を試行導入することになり、9月定例会、12月定例会及び3月定例会において試行導入しました。平成22年4月には3月定例会の委員会審査における一問一答制の検証を行うとともに、本会議での一問一答制の導入について、協議を始める予定です。

(18) 議員報酬のあり方について

(協議事項とした日：平成21年7月31日、8月14日、8月24日、10月7日、10月26日、平成22年3月8日)

本件については、まず、議員が逮捕・起訴された場合の議員報酬の支給の是非について協議することになりました。

今年度は、逮捕・起訴された場合などに議員報酬を支給しない規定を定めている他市の条例を調査するとともに、報酬を支給しないこととした場合の法的整理について調査しました。平成22年4月から、条例制定に向けた具体的な協議を行って行く予定です。

(19) 議員定数について

(協議事項とした日：平成 21 年 7 月 31 日、8 月 14 日、8 月 24 日、10 月 7 日、10 月 26 日、11 月 9 日、11 月 18 日、11 月 25 日、平成 22 年 1 月 7 日、1 月 18 日、2 月 5 日、2 月 15 日、3 月 8 日)

今年度は、本市議会における過去の議員定数に関する議論について調査・研究を行うとともに、議員定数の現状維持を主張する側の論点及び議員定数の削減を主張する側の論点をひとつずつ取り上げ、協議を行いました。今年度に取り上げた論点は、次のとおりです。

〔議員定数の現状維持を主張する側の論点〕

「多様な意見を反映させるためには議員数は多い方がよい。」

「地方分権の進展に伴って議会の役割が増大するため、定数削減には問題がある。」

〔議員定数の削減を主張する側の論点〕

「実際に現在の 43 人で問題ない (=よって定数は削減すべき)。」

「議会にかかるコストを増やすことはできない。」

〈地方分権の進展に伴って議会の役割が増大するため、議員 1 人あたりにかけるコストを高めるべき〉

〈議会で経費のかかる新しい取り組みを始めるにあたって、議会費全体を増額せずに対策すべき〉

(20) 地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づく議決事件の拡大 (対象案件の検討) について

(協議事項となった日：平成 22 年 3 月 8 日)

地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議決事件の拡大について、全国調査の結果や兵庫県及び本市の状況について調査・研究を行いました。

平成 22 年 4 月以降、議決事件の拡大についての具体的な対象案件の検討を行う予定です。

以 上

■資料1 議会改革特別委員会開催状況

回	開催日	協議事項	会議時間	開閉時刻
1	平成21年3月25日	1 常任委員会視察に対する確認事項について 2 図書、雑誌等消耗品の検討について 3 事務局コピー機の使用方法について 4 広報を統括する特別委員会の設置について 5 必要な特別委員会の設置について 6 附属機関(各種審議会等)委員に議員が就任することの是非(法に基づくものを除く)について 7 附属機関(各種審議会等)委員報酬のあり方について 8 その他	3:36	13:00 16:36
2	平成21年4月17日	1 図書、雑誌等消耗品の検討について 2 広報を統括する特別委員会の設置について 3 必要な特別委員会の設置について 4 附属機関(各種審議会等)委員に議員が就任することの是非(法に基づくものを除く)について 5 附属機関(各種審議会等)委員報酬のあり方について 6 議員の期末手当(新旧の場合、半年未満の場合)について 7 6月以降の議会改革特別委員会のあり方について (現在は委員長を副議長が務めているが、今後もそうするのか) 8 議長、副議長、委員会正副委員長、監査委員等の選び方、任期について 9 議長の立候補制(所信表明)について 10 議長任期の2年制について 11 その他	2:14	10:00 12:14
3	平成21年4月27日	1 広報を統括する特別委員会の設置について 2 必要な特別委員会の設置について 3 附属機関(各種審議会等)委員に議員が就任することの是非(法に基づくものを除く)について 4 附属機関(各種審議会等)委員報酬のあり方について 5 議員の期末手当(新旧の場合、半年未満の場合)について 6 6月以降の議会改革特別委員会のあり方について (現在は委員長を副議長が務めているが、今後もそうするのか) 7 議長、副議長、委員会正副委員長、監査委員等の選び方、任期について 8 議長の立候補制(所信表明)について 9 議長任期の2年制について 10 主に委員会における当局説明員の厳選について 11 その他	3:06	9:59 13:05
4	平成21年5月19日	1 主に委員会における当局説明員の厳選について 2 広報を統括する特別委員会の設置について 3 必要な特別委員会の設置について 4 附属機関(各種審議会等)委員に議員が就任することの是非(法に基づくものを除く)について 5 附属機関(各種審議会等)委員報酬のあり方について 6 6月以降の議会改革特別委員会のあり方について (現在は委員長を副議長が務めているが、今後もそうするのか) 7 議長、副議長、委員会正副委員長、監査委員等の選び方、任期について 8 議長の立候補制(所信表明)について 9 議長任期の2年制について 10 その他	2:05	10:00 12:05
5	平成21年5月28日	1 広報を統括する特別委員会の設置について 2 必要な特別委員会の設置について 3 附属機関(各種審議会等)委員に議員が就任することの是非(法に基づくものを除く)について 4 附属機関(各種審議会等)委員報酬のあり方について 5 6月以降の議会改革特別委員会のあり方について (現在は委員長を副議長が務めているが、今後もそうするのか) 6 議長、副議長、委員会正副委員長、監査委員等の選び方、任期について 7 議長の立候補制(所信表明)について 8 議長任期の2年制について 9 その他	5:26	9:59 16:35 (休職1:10)

回	開催日	協議事項	会議時間	開閉時刻
6	平成21年6月10日	1 特別委員会に関する確認事項 (1) 広報を統括する特別委員会の設置について (2) 必要な特別委員会の設置について (3) 6月以降の議会改革特別委員会のあり方について 2 附属機関(各種審議会等)委員に議員が就任することの是非(法に基づくものを除く)について 3 9月議会と決算審査の日程について 4 一般質問時間制限の見直し 5 一問一答制の導入について 6 その他	2:00	9:59 11:59
7	平成21年6月22日	1 正副委員長の互選	0:05	10:15 10:20
8	平成21年7月10日	1 議題の整理について 2 その他	2:11	10:00 12:13 (休憩0:02)
9	平成21年7月31日	1 アジェンダの整理について 2 前回から継続のアジェンダ (1) 議員互助会のあり方について (2) 一問一答制の導入について (3) 議員報酬のあり方について (4) 議員定数について 3 その他	2:03	10:02 12:05
10	平成21年8月14日	1 協議事項の整理について 2 前回から継続の協議事項 (1) 議員互助会のあり方について (2) 委員会における一問一答制の試行導入について (3) 議員が逮捕・起訴された場合の議員報酬の支給の是非について (4) 議員定数について 3 その他	2:04	9:59 12:03
11	平成21年8月24日	1 継続案件について (1) 議員互助会のあり方について (2) 議員が逮捕・起訴された場合の議員報酬の支給の是非について (3) 議員定数について (4) 日程の確認 2 委員会における一問一答制の試行導入について 3 議会棟のセキュリティについて 4 その他	1:27	13:00 14:27
12	平成21年10月7日	1 議員互助会のあり方について 2 委員会における一問一答制の導入について 3 議員が逮捕・起訴された場合の議員報酬の支給の是非について 4 議会棟のセキュリティについて 5 議員定数について 6 その他	2:09	10:00 12:09
13	平成21年10月26日	1 議会棟のセキュリティについて 2 議員互助会のあり方について 3 委員会における一問一答制の導入について 4 議員が逮捕・起訴された場合の議員報酬の支給の是非について 5 議員定数について 6 その他	2:08	9:59 12:07
14	平成21年11月9日	1 議会棟のセキュリティについて 2 議員互助会のあり方について 3 議員定数について 4 平成22年度議会関連予算について 5 委員会における一問一答制の導入について 6 その他	1:59	10:00 11:59
15	平成21年11月18日	1 平成22年度議会関連予算について 2 議員互助会のあり方について 3 議員定数について 4 その他	2:00	9:59 11:59

回	開催日	協議事項	会議時間	開閉時刻
16	平成21年11月25日	1 議員互助会のあり方について 2 議員定数について 3 平成22年度議会関連予算について 4 その他	4:10	10:00 15:14 (休憩1:04)
17	平成21年12月4日	1 平成22年度議会関連予算について 2 その他	1:54	10:00 11:54
18	平成21年12月15日	1 平成22年度議会関連予算について 2 その他	1:20	9:58 11:18
19	平成22年1月7日	1 委員会における一問一答制の導入について 2 議員互助会のあり方について 3 議員定数について 4 議会棟のセキュリティについて 5 議会関連予算に関する議論に付随する件 6 その他	1:58	10:00 11:58
20	平成22年1月18日	1 委員会における一問一答制の導入について 2 議員互助会のあり方について 3 議員定数について 4 議会関連予算に関する議論に付随する件 5 議会棟のセキュリティについて 6 その他	2:16	10:00 12:16
21	平成22年2月5日	1 議員互助会のあり方について 2 議員定数について 3 議会関連予算に関する議論に付随する件 4 その他	2:04	13:00 15:04
22	平成22年2月15日	1 議員互助会のあり方について 2 議員定数について 3 議会関連予算に関する議論に付随する件 4 その他	2:31	10:00 12:41 (休憩0:10)
23	平成22年3月8日	1 議員互助会のあり方について 2 議員定数について 3 議員が逮捕・起訴された場合の議員報酬の支給の是非について 4 本会議における一問一答制の導入について 5 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事件の拡大(対象案件の検討)について 6 その他	1:49	14:59 16:48
24	平成22年3月18日	1 中間報告の取りまとめについて	0:03	12:00 12:03

■資料 2

平成22年3月18日現在

議会改革特別委員会での主な調査・審査(協議・検討)事項

番号	区分	内 容	条例化	重要度	緊急性	備 考
1-1	議会運営	運営手法	会派代表者会議の必要性・あり方			
1-2	議会運営	運営手法	議会運営委員会の定例開催の検討		○	
1-3	議会運営	議決事項	地方自治法第96条第2項の規定に基づく、議決事件の拡大(対象案件の検討)	◎	◎	協議中
1-4	議会運営	役員選挙	議長、副議長、委員会正副委員長、監査委員等の選び方、任期		○	
1-5	議会運営	会派	会派のあり方			
結 1-6	議会運営	公聴	陳情に関する議長供覧基準の明確化			平成20年度
結 1-7	議会運営	広報	議会だよりのあり方(質問項目ごとの質問議員・会派名直接掲載)		○	※ 平成20年度
1-8	議会運営	広報	議会だよりの、HP等への各会派・議員の採決態度掲載			広報委員会へ
1-9	議会運営	広報	本会議のインターネット中継			PTで協議中
1-10	議会運営	広報	定例会終了後の議会報告会の主催			
1-11	議会運営	その他	本会議場・委員会室の視聴覚機器等設置(IT化を含む)			
1-12	議会運営	その他	議会のセキュリティ			平成21年度
1-13	議会運営	運営手法	議会基本条例の制定	○	◎	
1-14	議会運営	運営手法	議員間の討議の場の設定			
1-15	議会運営	運営手法	当局から議員への反問権の保証			協議中
1-16	議会運営	運営手法	公聴会・参考人制度の活用			
1-17	議会運営	役員選挙	議長の立候補制(所信表明)			
1-18	議会運営	役員選挙	議長任期の2年制			
結 1-19	議会運営	運営手法	定例会日程			平成20年度
1-20	議会運営	運営手法	9月議会と決算審査の日程			協議中
2-1	議員	議員の身分	議員定数	○改正	◎	協議中
2-2	議員	議員の身分	議員職務執行中の会談等(議事録の作成)			平成21年度
結 2-3	議員	議員の身分	携行ネームプレート、議員バッジ着用等のあり方			平成20年度
2-4	議員	待遇	議員(控室)へのPC等IT機器公費配備			
2-5	議員	待遇	議員用の地下駐車場のあり方			
2-6	議員	待遇	議員への湯茶接待のあり方			
2-7	議員	その他	災害発生時における議員及び議会対応マニュアルの検討		◎	
2-8	議員	待遇	正副議長車、運転手のあり方			
2-9	議員	その他	議員互助会のあり方			平成21年度

注1 番号欄の「結」は、議会改革特別委員会での結論がでたもの。

※決議案提出項目

注2 備考欄の「PT」は、インターネット中継調査・研究プロジェクト・チームの略称。

議会改革特別委員会での主な調査・審査(協議・検討)事項

番号	区分	内容	条例化	重要度	緊急性	備考
3-1	議会費 報酬	議員報酬のあり方 ①議員が逮捕・起訴された場合の議員報酬の支給の是非について		◎		協議中
結 3-2	議会費 報酬	附随役員(各常任委員会等)委員報酬のあり方				平成21年度
結 3-3	議会費 費用弁償	特別委員会出席費用弁償のあり方		○	※	平成20年度
結 3-4	議会費 視察旅費	議員派遣を含む視察旅費のあり方				平成20年度
結 3-5	議会費 視察旅費	海外視察のあり方		○	※	平成20年度
結 3-6	議会費 市補助金	議員互助会への市補助金のあり方		○	※	平成20年度
3-7	議会費 市補助金	政務調査費のあり方	○改正			
3-8	議会費 市補助金	政務調査費用途基準の明確化(再検討)	○改正			協議中
3-9	議会費 市補助金	政務調査費金額の検討	○改正			
結 3-10	議会費 市補助金	政務調査費日割り計算の検討	○改正		◎	平成20年度
3-11	議会費 その他	議会図書室のあり方(図書購入費、市民利用の是非等)				
結 3-12	議会費 報酬	11月の補欠選挙で当選してくる議員への12月の期末手当				平成20年度
3-14	議会費 報酬	常任・議運正副委員長への報酬加算について	○改正			
3-15	議会費 その他	議会だよりの広告料収入について				広報委員会へ
3-16	議会費 その他	図書、雑誌等消通費の削減				平成21年度
3-17	議会費 その他	議員の期末手当(特別の場合)の支給				平成21年度
4-1	本会議 質問方法	一般質問時間制限の見直し				
4-2	本会議 質問方法	一問一答制の導入				協議中
4-3	本会議 質問方法	対面式質問席の設置				
結 4-4	本会議 質問方法	3月定例会の当初提案議案に対する質疑のあり方				平成20年度
4-5	本会議 開催方法	子ども議会				
4-6	本会議 開催方法	休日・夜間議会				
4-7	本会議 開催方法	議会コンサート等(会議場等の目的外の有効活用)				
4-8	委員会 審査方法	意見書提出を伴う請願・陳情審査のあり方				平成21年度
4-9	委員会 公開手法	完全公開制の導入	○改正			
4-11	委員会 公開手法	委員会記録のHPでの公開				
4-12	委員会 開催方法	閉会中の定例開催				
4-13	委員会 開催方法	閉会中の開催日程調整のあり方				
4-14	委員会 開催方法	常任委員会1日1委員会開催				
4-15	本会議 議員総会	全員協議会(議員総会)の活用				
4-16	委員会 常任委員会	予算・決算常任委員会の設置	○改正			
結 4-17	委員会 特別委員会	広報を統括する特別委員会のあり方				平成21年度
4-18	委員会 審査方法	請願・陳情提出者の意見表明の機会設定				
結 4-19	委員会 説明員	特に委員会における当局説明員の選定				平成21年度
結 4-20	委員会 公開手法	議会改革特別委員会記録の公開				平成20年度
結 4-21	委員会 特別委員会	6月以降の議会改革特別委員会のあり方				平成21年度
結 4-22	委員会 特別委員会	議会改革特別委員会記録の公開方法				平成20年度
4-23	本会議 公開手法	6月時の保育体制について				新見追加

注1 番号欄の「結」は、議会改革特別委員会で結論がでたもの。

※決議案提出項目